

2019年12月26日

死刑執行に対する抗議声明

死刑をなくそう市民会議

本日、12月26日、福岡拘置所において、中国人の死刑囚に対する死刑が執行された。令和に改元されてから2回目（計3人目）の死刑執行であり、安倍政権下での17回目の執行（39人目）である。

まず、犯罪により奪われた命は二度と戻ってこないものであり、このような犯罪は決して許されるものではなく、改めてご遺族に方々に深く哀悼の意を表す。

しかし、いかなる凶悪な犯罪者であっても人間であり、国家に対し人間の生命を剥奪することを認める死刑制度は、人権尊重（生命権の尊重）を理念とする国際社会の多国間合意（世界人権宣言第3条、国際人権自由権規約第6条、死刑廃止条約）に反するものであり、死刑には他の刑罰と異なる特別の犯罪抑止力があることは実証されていないこと、誤判冤罪により死刑を執行すれば取り返しが付かないこと、更生可能性を完全に奪ってしまう死刑制度には刑罰のあり方や社会制度上の様々な問題が内包されていることから、死刑は廃止されるべきものとされている。

そのため、日弁連は第59回人権擁護大会において「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、日本政府に対し2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきことを求めている。

ところが、日本政府は、国連が1989年12月15日に採択した国際人権B規約第二選択議定書（死刑廃止条約）に反対し、また、その後の国連人権理事会UPR（普遍的定期的審査）における審査国からの死刑廃止に向けた勧告に対し、国内世論の多数が死刑もやむを得ないとするを理由に国内議論すら行う予定がないとの回答をしている。

しかし、2014年11月実施の内閣府世論調査によれば、「死刑もやむを得ない」に賛成した者のうちの約4割は「将来的には死刑を廃止してもよい」に賛成しており、現在も将来も死刑制度に賛成する者の割合は全体の5割を下回っているとの結果が出ているのであり、死刑存廃についての国内議論が不要であると断定することは許されない。

日本政府が国際社会の多国間合意に歩調を合わせないこと、また、日本政府が死刑存廃についての国内議論を行わないことについて、強く遺憾の意を表すものであり、このような中、本件死刑を執行したことについて強く抗議の意思を表明する。そして、死刑制度についての全社会的議論を求め、この議論が尽くされるまでの間、すべての死刑の執行を停止することを強く要請する。

補足

1 国際社会の多国間合意

国際社会は、人権問題を各国の国内問題として放置した結果、ファシズムなどの台頭を許し、第二次世界大戦の惨禍を招いたことを教訓に、国際社会の平和的安定を目的に、国連を設立し（国連憲章）、世界人権宣言を採択し、人権尊重（特に生命権の尊重・不可侵性）を共通の理念として共有化すると国際社会の多国間合意を形成した。

そして、この生命権の尊重（不可侵性）と死刑制度は矛盾することから、死刑廃止に向けた国際規範として「国際人権B規約（第6条）」と「第二選択議定書（死刑廃止条約）」を採択した。

したがって、日本政府が死刑執行を継続することは上記の国際社会の理念と国際規範（国際人権法）に反するものである。

2 人権意識の向上（世界人権宣言の理念の普及 国際社会の平和的安定）

国際社会は、人権尊重の向上を目指して、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、拷問等禁止条約、子どもの権利条約、死刑廃止条約、移住労働者権利条約、障害者権利条約、強制失踪者保護条約、国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルールズ）などの多国間合意をしています。

しかし、国連総会や国連関連機関による多国間合意によって目指す人権尊重の向上は、当然に実現するものではなく、各国の事情（制度・文化など）により実現の時期・程度は一律ではなく、それぞれの国家及び国民は人権尊重の意識の向上を目指すように努力しなければなりません。

そのため、国連総会決議や国連関連機関から人権尊重を実現するための勧告が行われ、また、国連人権理事会のUPR（普遍的定期的審査）において各国が審査国となって被審査国へ人権尊重の実現に向けての勧告を出し合うことで、相互に人権意識の向上を目指しています。

このように死刑廃止は単なる刑罰の問題ではなく、また、死刑廃止自体が目的でもありません。

死刑制度を存置することは、生命権の尊重・不可侵性を中核とする人権尊重の価値観を共通の基準とすることと矛盾し、人間の尊厳の向上を妨げることからその廃止が求められています。